

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業報告書等の提出等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p><u>(1) 閲覧は、未来づくり推進局鳥取力創造課、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局において行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p><u>(3) 鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日その他知事が特に必要と認める日においては、閲覧を行わないものとする。</u></p> <p><u>(4) 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(5) 閲覧をする書類は、閲覧の場所の外に持ち出してはならない。</u></p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の閲覧の中止を命ずることができる。</p> <p><u>(1) 職員の指示に従わない者</u></p> <p><u>(2) 閲覧をする書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者</u></p> <p><u>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者</u></p> <p>4 知事は、条例第9条第1項及び第17条第1項の書類について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。</p> <p>5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄</p>	<p>(事業報告書等の提出等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、<u>インターネットを利用する方法</u>により行うものとする。</p> <p>3 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄</p>

写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、未来づくり推進局鳥取力創造課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信するものとする。

(2) 略

6 略

様式第16号（第17条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書

職 氏 名 様

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊞

電話番号

記

変更年 月日	変更後の代表者の 氏名	変更前の代表者の 氏名

注 略

写は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、鳥取県未来づくり推進局、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局に提出し、又は送信するものとする。

(2) 略

4 略

様式第16号（第17条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書

職 氏 名 様

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名 ㊞

電話番号

記

変更年 月日	変更後の代表者の 氏名	変更前の代表者の 氏名

注 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。